

融資の利用資格について

- 原則、府内に事業所又は営業所を有する中小企業者等(下表)で、府内での事業実績が1年以上あること。ただし、以下の資金を除く。
 - ・事業実績6箇月以上：小規模企業おうえん資金(限度額500万円以内)、あんしん借換資金セーフティネット枠(無担保無保証人を除く)・危機関連枠、一般資金、災害対策緊急資金、開業・経営承継支援資金(経営承継借換型)
 - ・事業実績を問わない：開業・経営承継支援資金(経営承継借換型・承継無保証人型及び承継無保証人借換型を除く)、伴走支援型経営改善おうえん資金
- 京都信用保証協会の保証対象業種であること。(例えば、金融業の一部、農林漁業の一部、純享乐的風俗営業などは対象外)
- 府税の滞納がないこと。○手形交換所又は電子債権記録機関の取引(停止処分を受けていないこと)
- 手形の不渡り又は電子記録債権の支払不能となった場合、その日から6箇月以上経過していること。
- 保証協会の求償債務がないこと及びその連帯保証人でないこと。
- 保証協会の保証付き借入金の返済が延滞していないこと及びその連帯保証人でないこと。

●中小企業者及び小規模企業者の範囲(中小企業者は、資本金又は常時使用する従業員数のいずれかの要件が該当していれば可)

区分	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員数	従業員数
製造業、建設業、運送業等	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下 (注)宿泊業、娯楽業は20人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下	20人以下
特別	ゴム製品製造業(一部を除く)	3億円以下	900人以下
	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	200人以下

対象要件等

制度名(区分)		対象要件	左記についての問い合わせ先(TEL)
伴走支援型 経営改善 おうえん資金	普通保証枠	以下のいずれかを満たし、経営行動に係る計画を策定していること ①最近1箇月間の売上高が前年同月比5%以上減少していること ②売上高総利益率又は売上高営業利益率(以下「利益率」という。))について、以下のいずれかの要件を満たすこと ア 最近1箇月間の利益率が、前年同月の利益率と比較して5%以上減少していること イ 最近1箇月間の利益率が、直近決算の利益率と比較して5%以上減少していること ウ 直近決算の利益率が、直近決算前期の利益率と比較して5%以上減少していること	制度融資取扱金融機関 (※ただし、セーフティネット保証に係る問い合わせ先は、市町村の商工担当課)
	SN枠	セーフティネット保証(4号・5号)に係る市町村長の認定を受け、経営行動に係る計画を策定していること	
あんしん 借換資金	緊急枠	最近3箇月間の売上高が前年同期に比べ5%以上減少していること 原油価格の上昇により仕入価格が20%以上上昇し、製品等価格に転嫁できていないこと 最近3箇月間の原材料費等が前年同期に比べ10%以上高騰し、かつ経営状況が悪化していること 借換を行うことで経営の改善や安定が見込まれること	制度融資取扱金融機関
	SN枠	セーフティネット保証に係る市町村長の認定を受けること	市町村の商工担当課
災害対策 緊急資金	普通保証枠	自然災害により被害を受け、市町村長の発行する「(り災(被災)証明書」等を受けること	市町村の担当窓口
	SN枠	セーフティネット保証4号に係る市町村長の認定を受けること	市町村の商工担当課
開業・経営 承継支援資金	創業(開業) ※限度額拡大時	商工会議所・商工会の経営支援 京都府又は京都市指定セミナー修了	府中小企業総合支援課(075-414-4836)
		京都府又は京都市指定インキュベーション施設等入居 取扱金融機関からの独自融資での借入が決定	制度融資取扱金融機関
	経営承継【一般型】	京都信用保証協会の伴走支援 認定特定創業支援事業による支援	京都信用保証協会創業サポートデスク(075-354-1020)
		都道府県知事の認定	府中小企業総合支援課(075-414-4836)
		京都中小企業事業継続・創生支援センターの支援	京都産業21 京都中小企業事業継続・創生支援センター(075-315-8897)
	経営承継【支援型】	京都府事業承継・引継ぎ支援センターの支援 取扱金融機関からの独自融資での借入が決定	京都府事業承継・引継ぎ支援センター(075-353-7120)
		京都信用保証協会による伴走支援	制度融資取扱金融機関
経営承継【借換型】	経営承継計画の策定及び着手	京都信用保証協会事業承継サポートデスク(075-354-1018)	
経営承継【無保証人型】	経営承継を3年以内に実施済(又は予定)であり、一定の財務要件を満たすこと	制度融資取扱金融機関	
経営承継【無保証人借換型】	経済産業大臣の認定を受け、経営承継に係る借換を実施する場合	府中小企業総合支援課(075-414-4836)	
脱炭素経営促進資金	脱炭素化に係る取組を実施することについて京都府知事又は京都市長の確認を受けた方	府中小企業総合支援課(075-414-4836) 京都市産業観光局産業企画室(企画第二担当) (075-222-3325)	
一般資金	経営力向上	経営力向上計画について国の認定を受けること	府中小企業総合支援課(075-414-4836) 関係する国の出先機関
雇用・環境経営促進 金利優遇制度	雇用・環境経営促進 金利優遇制度	非正規雇用労働者の正規雇用への転換	府中小企業総合支援課(075-414-4836)
		障害者を常用労働者として雇用	
		福利厚生施設等の労働環境の整備	
		障害者を顧客として受け入れるための店舗・施設等の整備	
		基礎的就職支援事業者又は実践的就職支援事業者の認定	
		「京都わかもの自立応援企業」として認証	
		「就労・奨学金返済一体型支援事業補助金」の交付決定	
		「多様な働き方推進事業費補助金」の交付決定	
		「京都モデル」ワーク・ライフ・バランスの認証	
		「O(おやじの)K(子育てに理解のある)企業」の認定	
保証料率優遇制度 (応援隊引引)	保証料率優遇制度 (応援隊引引)	ISO14001認証取得	各審査登録機関
		KESの審査登録	KES環境機構(075-342-1170)
		エコ京都21(地球温暖化防止部門)の認定(チャレンジ登録枠)	府脱炭素社会推進課(075-414-4708)
		府地球温暖化対策条例の計画書提出事業者等で、環境配慮企業として知事の認定を受けること	京都知恵産業創造の森(075-353-2303)
		京都知恵産業創造の森の省エネ・節電・EMS診断等の支援を受け、かつ、省エネルギー設備を導入	商工会議所・商工会・地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会、京都産業21による 事前支援及び事後支援を受けること(3年間)

京都信用保証協会について

「京都信用保証協会」は、中小企業者や組合が金融機関から事業資金を借り入れる際に、公的な保証人となって資金の借入を円滑化することを目的として、「信用保証協会法」に基づいて設立されている公的機関です。

お問い合わせ先	本所…下京区四条通室町東入函谷鉦町78 (075)354-1011(代) 山城支所…宇治市大久保町上ノ山 (0774)43-8822 南丹支所…亀岡市千代川町千原 (0771)22-1041	創業サポートデスク (075)354-1020 中丹支所…福知山市長田野町 (0773)27-6156 丹後支所…京丹後市大宮町高槻 (0772)68-0601	事業承継サポートデスク (075)354-1018
---------	---	--	---------------------------

このしおりに関するお問合せ先 京都府商工労働観光部中小企業総合支援課(075-414-4836)

令和6年度 京都府中小企業金融のしおり



～申込受付・相談窓口～

申込受付・相談窓口(取扱金融機関)

- ・京都銀行
- ・南都銀行
- ・滋賀銀行
- ・関西みらい銀行
- ・福邦銀行
- ・京都信用金庫
- ・京都中央信用金庫
- ・京都北都信用金庫
- ・近畿産業信用組合
- ・京滋信用組合
- ・商工組合中央金庫

※制度によっては、取扱金融機関が限定されるものがあります。

御相談については、以下に記載する機関の他、各商工会議所・商工会・地域ビジネスサポートセンター、京都信用保証協会でも受け付けています。

・京都府産業支援センター	京都市下京区中堂寺南町134 (七本松通五条下ル)	(075)315-8660
・京都府山城広域振興局農林商工部農工商連携・推進課	宇治市宇治若森7-6	(0774)21-2103
・京都府南丹広域振興局農林商工部農工商連携・推進課	亀岡市荒塚町1丁目4-1	(0771)23-4438
・京都府中丹広域振興局農林商工部農工商連携・推進課	舞鶴市字浜2020	(0773)62-2506
・京都府丹後広域振興局農林商工部農工商連携・推進課	京丹後市峰山町丹波855	(0772)62-4304
・公益財団法人京都産業21北部支援センター	京丹後市峰山町荒山225	(0772)69-3675

※御利用に当たっては、金融機関及び京都信用保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

～京都府中小企業融資制度一覧～ (京都府・京都市協調融資制度)

※本紙には京都府・京都市融資制度のうち、主なものを記載しています。このほかにも様々な融資制度をご用意していますので詳しくは表紙記載の「申込受付・相談窓口」又は京都府商工労働観光部中小企業総合支援課までお問合せください。

(令和6年4月1日時点)

【経営あんしん(セーフティネット)融資】 ～小規模企業や経営改善に取り組んでおられる方、物価高騰の影響や災害等の被害を受けられた方

対象者	資金名	区分等	金利(※1)	資金使途	融資期間 (据置期間)	融資限度額	保証料率(年率)(※2)
早期経営改善を目指す方	伴走支援型経営改善 おうえん資金	普通保証枠 (売上高又は利益率減少)	1.1%	運転資金 設備資金	10年以内 (5年以内)	1億円 (普通保証枠・セーフティネット枠合わせて)	0.2%～1.15%
		セーフティネット枠(※5) (4号又は5号認定)					0.2%(一律)
小規模企業の方 (※3)	小規模企業 おうえん資金	①ベース枠(無担保無保証人)	1.2%	運転資金 設備資金	10年以内 (6箇月以内)	2,000万円 事業実績が6箇月以上 1年未満の場合 ①と②の合計で 500万円まで	0.5%～1.8%
		②ステップアップ枠(無担保)	1.7%(※4)				0.45%～1.65%
売上高等が 減少している方等	あんしん借換資金	セーフティネット枠(※5) (セーフティネット保証が適用される場合)	新規1.2%	運転資金 設備資金	10年以内 (2年以内)	セーフティネット枠【別枠】 有担保2億円、無担保8,000万円	0.75%、0.9%
			借換1.8%				
災害復旧等に 資金が必要な方	災害対策緊急資金	セーフティネット枠(※5) (4号認定(新型コロナウイルスの影響を受ける場合))	0.9%	運転資金 設備資金	10年以内 (2年以内)	セーフティネット枠【別枠】 有担保2億円、無担保8,000万円	0.9%(一律)

【産業活力推進融資】 ～開業や経営承継、脱炭素経営への転換などを考えておられる方

開業や事業転換 経営承継を行う方	開業・経営承継 支援資金	創業(開業) (1)府内で新たに開業・分社化する場合【創業(開業)型】 (2)経営者保証なしでの借入を希望する場合【創業無保証人型】	1.2% (※7)	運転資金 設備資金	10年以内 (6)は 20年以内 2年以内 (2)は一定 条件下で 3年以内	(1)①1,500万円又は②3,500万円* (2)①1,500万円又は②3,500万円* *②は一定条件を満たす場合(※7) *限度額は(1)②合わせて3,500万円	(1)は0.5%(一律) (2)は0.7%(一律)
		事業転換・多角化 (3)事業転換や多角化を実施する場合				(3)2,000万円	0.35%～1.65%
		経営承継 (4)都道府県知事の認定を受け、事業用資産等取得する場合【一般型】 (5)経営支援等を受け、経営承継する場合【支援型】 (6)経営承継計画を作成し、当該計画に実際に着手している場合【借換型】 (7)経営承継を3年以内に実施済(又は予定)であり、 一定の財務要件を満たす場合【承継無保証人型】 (8)経済産業大臣の認定を受け、経営承継に係る 借換を実施する場合【承継無保証人借換型】				(6)は 「金融機関 所定金利」	(4)【別枠】(※8) 有担保2億円、無担保8,000万円 (5)有担保2億円、無担保8,000万円(※7) (6)2億8,000万円 (7)有担保2億円、無担保8,000万円 (8)【別枠】 有担保2億円、無担保8,000万円
脱炭素経営への 転換を図る方	脱炭素経営促進資金	脱炭素化に係る取組を実施することについて京都府知事 又は京都市長の確認を受けた方	1.4%以内 (※4)	設備資金	15年以内 (2年以内)	有担保2億円、無担保8,000万円	0.25%～1.7%

【中小企業支援融資】 ～一般的な事業資金(長期・固定金利)を希望される方

一般的な 事業資金を 希望される方	一般資金	(1)府内で事業を実施している場合 (2)「経営力向上計画」を策定し、国の認定を受けている場合	金融機関 所定金利 (※4)	運転資金 設備資金	10年以内 (1年以内)	(1)有担保2億円、無担保8,000万円 (2)【別枠】 有担保2億円、無担保8,000万円	(1)0.35%～1.85% (2)0.7%(一律)	保証料率優遇制度(※6)の対象 0.1%又は0.2%引下げ
-------------------------	------	--	----------------------	--------------	-----------------	--	-------------------------------	----------------------------------

※1 金利はいずれも固定金利です。(ただし、開業・経営承継支援資金の(6)についてはこの限りでない)
 ※2 保証料率を0.25%又は0.45%上乗せし、経営者保証を提供しないことを選択することが可能です(無担保保険のみ、対象要件あり)
 ※3 従業員20人(商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。))は5人以下の中小企業(事業協同組合等の組合やNPO法人も対象)
 ※4 金利優遇制度対象(年0.2%引下げ。非正規雇用労働者の正規雇用化を図る場合や、ISO14001認証取得企業などが対象となります。)

※5 セーフティネット保証に係る市町村長の認定を受けていただく必要があります。
 ※6 応援隊割引。商工会議所・商工会・地域ビジネスサポートセンター、京都府中小企業団体中央会、京都産業21(中小企業応援隊)の経営支援を受ける場合、保証料率を引下げ(保証料率の引下げが最大となるのは、保証協会による会計参与を設置している会社に対する保証料割引と併用した場合)。

※7 取扱金融機関からの独自融資での借入が決定している場合は、金融機関所定金利(固定)、融資限度額は独自融資での借入額の範囲内となります。
 ※8 都道府県知事の認定を受けた中小企業者の代表者個人及び経営を承継しようとする事業を営んでいない個人への融資は、一般枠での御利用となります。